

労働報酬下限額の設定

労働報酬下限額とは、公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、受注者及び受注関係者が支払う報酬で、区長が定める1時間当たりの労働の対価の下限額。

条例において、①工事請負契約は、公共工事設計労務単価、②業務委託契約・指定管理協定は、会計年度任用職員の単価賃金及び東京都の最低賃金の上げ幅等を勘案して定めることとしている。

※公共工事設計労務単価・・・公共工事の積算に用いる単価で、農林水産省及び国土交通省が、毎年、公共工事に従事する労働者の都道府県別賃金を職種ごとに調査し、その調査結果に基づき決定する。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①工事請負契約	令和3年度公共工事設計労務単価（1時間当たり）の90%。	令和4年度公共工事設計労務単価（1時間当たり）の90%。	令和5年度公共工事設計労務単価（1時間当たり）の90%。
・熟練労働者・一人親方			
・上記に当たらない労働者（見習い工など）	1,365円	1,365円	1,470円
②業務委託契約・指定管理者	1,080円	1,100円	*（～10月） 1,110円 （11月～） 1,113円

※工事請負については、大工、電工、普通作業員など職種別に下限額を設定。

※業務委託・指定管理については、下限額は同一で設定（職種別に設定していない）。

※令和6年度の労働報酬下限額については、年度末に決定予定。

*労働報酬下限額が東京都最低賃金を下回る逆転現象が生じたため調整した。

公契約条例の適用状況について

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （12月末時点）
各年度の適用案件数(①～③計)	53案件	68案件	71案件
①工事請負契約 （予定価格5千万円以上）	10案件	21案件	18案件
②業務委託契約 （予定価格1千万円以上の業務委託契約のうち、規則で定めるもの）	31案件 （48施設）	34案件 （54施設）	36案件 （62施設）
内訳：総合管理業務	19案件 （19施設）	20案件 （20施設）	22案件 （22施設）
給食調理業務(※1)	12案件 （29施設）	14案件 （34施設）	14案件 （40施設）
③指定管理協定(※2) （協定のうち、規則で定めるもの）	12案件 （26施設）	13案件 （27施設）	17案件 （41施設）

※1 対象施設・・・保育園、小・中学校、こども園

※2 対象施設・・・中小企業センター、特別養護老人ホーム、高齢者センター、福祉工房、区営住宅等